主 文 原判決中被告人Aの関係部分を破棄する。 本件を長崎地方裁判所に差戻す。

理由

弁護人菖蒲逸良の控訴趣意は同人の提出した控訴趣意書記載のとおりであるから これを引用する。

職権を以つて記録を調査するに原判決は、

被告人Aは賍物たるの情を知りながら

- (1) 同年六月二十九日前記B煙草販売所に弟Cを使者として赴かしめ原審相被告人Dより同人が横領した現金十万円を受け取らしめて之を収受し、
- (2) 同年七月四日B煙草販売所に弟Cを使者として赴かしめ原審柑被告人Dより同人が横領した現金十万円を受け取らしめて之を収受し、
- (3) 同年八月十二日頃B煙草販売所において原審相被告人Dより同人の横領 した現金三万円を受け取つて収受し、
- (4) 同年八月十五日B煙草販売所において原審相被告人Dより同人の横領した現金五万円を受け取り収受し

と認定しこれに賍物収受罪の適条たる刑法第二百五十六条第一項の規定を適用していることは原判決上明かなところである。

しかし右の判示では被告人Aが如何なる関係でDより金員を収受したのか明らかでない。尤も原判示第一の相被告人Dの横領罪の認定にはDが被告人に前記(Aの乃至(4)の各金員を貸与して横領したと判示しるのであるから被告人Aが相被告人Dから原判示の金員を貸与を受けて収〈要旨〉受出をの趣旨が判示されているのであるといえないことはないが、賍物収受罪は賍物収受罪は財務であるのであるから高消費貸借の場合は本罪を構成するも利息附消費貸借の如く有償行為に基いてつまる収得した場合は賍物故買罪を構成し賍物収受罪を構成するものであるからの追答収得した場合は賍物故買罪を構成し賍物収受罪を構成するものであるいてのないのに原判決には理由不備の違法がありその違法は判決によるからにしているのはならないのに原判決には理由があるから介護人のであるから原判決は破棄を免れない。よって本件控訴は理由があるから弁護人ので訴認を当まるの関係部分を破棄し本件を長崎地方裁判所に差し戻すこととしまり判決する。

(裁判長判事 谷本寛 判事 竹下利之右衛門 判事 二階信一)